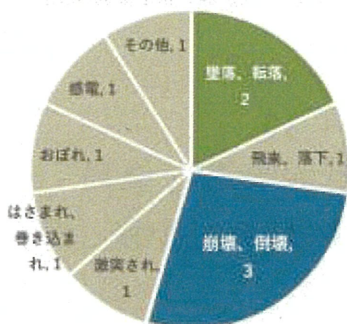


令和6年建設業における死亡労働災害

延べ人数	発生日	時刻	業種	年代	経験年数	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	14時台	土木工事業	50	1年未満	巻き込まれ、はさまれ	建設機械等	被災者は、排雪ダンプの誘導のため移動していたところ、一時停車中の除雪ドーザーの後ろで転倒し、その直後後退した除雪ドーザーにひかれたもの。
2	2	9時台	建築工事業	20	1年	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、ドラグ・ショベルで掘削した箇所に入り、スコップを使用して手掘りで地面を掘削していたところ、法面が崩壊し、土砂に下半身が埋まり被災したもの。
3	2	11時台	建築工事業	40	1年未満	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構築物等	被災者は、建築物解体現場にて解体物の搬出準備作業に従事していたところ、倒壊した建築物の下敷きになったもの。
4	3	8時台	土木工事業	50	25年	飛来、落下	材料	被災者は、トレーラーの荷台に2段積みされていた鉄筋かごの荷下ろし作業のため、固定していたワイヤーのチェーンブロックを地上で緩めていたところ、荷崩れにより鉄筋かごが落下し、下敷きになったもの。
5	3	9時台	建築工事業	70	1年未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等	被災者はマンション1階にある屋外照明を移設するため、手すり等を設けずに1階屋根上を通って作業場所へ移動していたところ、墜落したもの。
6	5	10時台	その他の建設業	20	1年	感電	電気設備	被災者は、低圧電線の取替作業を行うため電柱に登り、腕木付近で身体保持器具の位置替え等を行っていた際に、低圧電線から1.2メートル上部にある高圧電線に誤って触れて感電したもの。
7	6	9時台	土木工事業	50	2年	墜落、転落	建設機械等	被災者は、林業専用道上において、ロード・ローラーを運転して作業場所に向かっていったところ、路肩から約20m下の斜面に転落したもの。
8	6	9時台	土木工事業	30	1年未満	その他	起因物なし	被災者は潜水士であり、水深1～3mの水中で玉掛け作業を行っていたが、被災者との通信が途絶えたため、連絡員等がホースを引いて被災者を繰り寄せ、陸上に引き上げたところ心停止していたもの。
9	8	15時台	建築工事業	70	9年	激突され	物上げ装置、運搬機	被災者は、型枠資材の積み降ろしのため、車両積載型トラッククレーンの荷台の上で、角鋼管の束に玉掛け後、荷に背を向け、電話対応していたところ、移動式クレーンの操作者がリモコンで巻き上げ操作を行い、地切りした荷が動き被災者に激突、被災者は荷台から墜落したもの。
10	8	8時台	土木工事業	20	9年	おぼれ	水	被災者は、砂防堰堤工事現場の川岸において測量作業中、対岸に渡ろうとして川に入り横断中、水深約1メートルの箇所まで川に流れ、その後現場から川下2キロメートルの地点で心肺停止の状態で見つかったもの。
11	9	13時台	土木工事業	60	7年	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、暗渠工事現場にて、掘削後の溝に立ち入り、床均し作業を行っていたところ、側壁の土砂が崩壊し、生き埋めになったもの。

死亡労働災害事故の型別内訳 (R6.9.4)



死亡労働災害事故の型別 起因物別 内訳	総計	建設機械等	物上げ装置、運搬機械	電気設備	仮設物、建築物、構築物等	材料	環境等	起因物なし
総計	11	2	1	1	2	1	3	1
墜落、転落	2	1			1			
飛来、落下	1					1		
崩壊、倒壊	3				1		2	
激突され	1		1					
はさまれ、巻き込まれ	1	1						
おぼれ	1						1	
感電	1			1				
その他	1							1